

業務用パソコンの購入

仕 様 書

1. 件名

業務用パソコンの購入

2. 目的

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所 大熊分析・研究センターで使用する業務用パソコンを購入するものである。

3. 購入物品

3.1 購入品仕様 相当品可

- (1) 業務用パソコン (Dell OptiPlex 7020 SFF) 26 台
OS : Microsoft Windows 11 Pro (64 ビット) 日本語
CPU : インテル Core i5 14500 vPro (24MB キャッシュ, 14 コア, 20 スレッド, 最大 5.0 GHz)
メモリ : 16 GB, 1 x 16 GB, DDR5
DISK : 512 GB, M.2 2230, PCIe NVMe, SSD, Class 25
光学ドライブ : 8x DVD+/-RW/RAM 9.5mm Slimline 光学ディスクドライブ
光学ドライブソフトウェア : Cyberlink メディアスイートエッセンシャル
キーボード : Dell 有線キーボード - KB216 - 日本語 - ブラック
マウス : Dell USB 光学マウス-MS116 (EPEAT) - ブラック
モニタ接続ポート数 : 2ヶ所以上 (DisplayPort、HDMI)
スピーカー : 内蔵スピーカー
セキュリティ機能 : TPM 内蔵
保証期間 : 1 年間以上
Office : なし
- (2) 業務用パソコン ディスプレイ (Dell P2425H) 2 台
ディスプレイ : 23.8 インチワイド液晶ディスプレイ ブラック
液晶パネル方式 : IPS (非光沢および 3H ハードコーティング処理)
解像度 : フル HD (1920×1080)
入力端子 : DisplayPort、HDMI、VGA
付属ケーブル : DisplayPort×1、HDMI×1、USB×1、電源コード
保証期間 : 1 年間以上

3.2 セットアップ作業

本仕様は、上記購入品のセットアップ作業を含むものとする。

- (1) 初期設定 (初期アカウント名、ホスト名等)
- (2) ウイルス対策ソフトのインストール
※パソコンの情報をサーバへ送信するため、納入場所にてダウンロード後、インストール
- (3) OS のアップデート (Windows Update)

- (4) ネットワーク設定(IP アドレス、DNS)
※パソコンの MAC アドレス情報を現地作業の 1 週間前までに提供すること。
- (5) IT 資産管理システム(ITAM)のインストール
※パソコンの情報をサーバへ送信するため、納入場所にてダウンロード後、インストール
- (6) 設定資料の提出
※パソコンのホスト名・MAC アドレス・シリアル番号・保証期間、作業実施結果等
を取りまとめること

4. 納期

令和7年11月28日（金）

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 5 番
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島廃炉安全工学研究所
大熊分析・研究センター 施設管理棟

施設管理棟の敷地は東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所敷地内（発電所に隣接）にあり、帰還困難区域になっている。

帰還困難区域への入域の手続きについては、別途、原子力機構担当者へ問合せ、確認を行うこと。

(2) 納入条件

持込調整後渡し

6. 検収条件

第5項(1)に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査、セットアップ作業の合格をもって検収とする。

7. 秘密保持

受注者は、法令並びに当機構の規程類を遵守するとともに、本業務において知り得た情報やデータ等の管理を適正且つ厳格に行い、許可無く第三者に漏洩してはならない。

本業務では個人情報を含む当機構の契約に係わる秘密情報を取り扱う性質上、受注者はセキュリティ対策の不備に起因する秘密情報の外部漏洩、コンピューターウィルス、不正アクセス行為などさまざまなセキュリティ事象に備えた万全の対策を講じること。

8. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

9. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

10. その他

- (1) 納入作業に際して、居室の床等に損傷が認められた場合には、原子力機構の指示に基づき、受注者の責任において原状回復もしくは損害の補償を行うこと。
- (2) 納入作業に際しては、必要十分な養生を行い、転倒・破損等事故のないよう細心の注意をもって行うこと。万一事故等が発生した場合には速やかに原子力機構に報告すること。なお、その損害の補償については、受注者の責任において行うものとする。
- (3) 受注者は、みだりに廊下等に納入物品等を積載し、通路の安全を妨げないこと。
- (4) 受注者は、作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (5) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めた場合には、その求めに応じること。
- (6) 受注者は、原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (7) 検収後、メーカー保証期間において故障等の不具合が発生した場合は、故障連絡の一次受付は受注者が対応し、製品メーカーの正規保証に基づき、速やかに障害切り分け支援およびメーカー修理手配を行うこと。
- (8) 機器の梱包箱・緩衝材等について、原子力機構が不要と判断した場合は、受注者が持ち帰り適正に処分を行うこと。

以上